平成２５年（フ）第３８１号
札幌市中央区北４条東１丁目３番地１　パシフィックタワー札幌906号
債務者　中村　朋子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９２号
札幌市豊平区美園４条８丁目１番14号　ベルメゾンときた303号
債務者　宮下　千夏（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２２号
札幌市清田区北野１条１丁目５番16号　クレールＫ２―202号
債務者　吉本　光希
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４４号
札幌市清田区平岡５条３丁目８番12号　ハイツ107―２号
債務者　高橋　浪子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４７号
札幌市西区西野５条１丁目５番１号　パレーシャル川並101号
債務者　藤長　敏充
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８８号
札幌市白石区中央２条３丁目６番５号　コーポ桂105号
債務者　干場喜代徳
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
北海道名寄市大通北８丁目２番地37
債務者　深川　則子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第４７号
群馬県高崎市鼻高町535番地２　光陽台ヒルテラスＢ棟
債務者　柄澤　順子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２５号
千葉県山武郡九十九里町片貝1735番地、住民票上の住所千葉県木更津市矢那1558番地６
債務者　金澤　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
新潟県三条市条南町24―24、住民票上の住所新潟県三条市直江町３丁目17番50号
債務者　佐藤　隆弘
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１６号
新潟県三条市西本成寺１丁目20番10号
債務者　山口　晴弘
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８９号
静岡県沼津市北園町４番地の14、前住所静岡県沼津市大岡1844番地の54
債務者　服部　行孝
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
静岡県沼津市北園町４番地の14、前住所静岡県沼津市大岡1844番地の54
債務者　服部　潤子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
山口県山陽小野田市叶松１丁目８番23号　トマトハウス101号
債務者　西田　大輔
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２２号
山口県宇部市東小串２丁目５番19―101号　ヴィラ・フィオレッティＡ棟
債務者　福島　真理
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１５号
北海道美唄市東３条南４丁目２番11号
債務者　金澤　正人
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１６号
北海道美唄市東３条南４丁目２番11号
債務者　金澤　澄枝
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部